

パターン1（2か年） 年度別の支払限度額に基づき、前金払及び中間前金払を行う場合
※前払金保証及び中間前払金保証は年度ごとに締結する

支払条件（年度間の限定額）

〇〇〇〇工事は、■■■X年度から■■■Y年度の2か年継続事業により行うものであり、各年度における支払区分を下記のとおりとする。

記

1 請負金額の年度別支払区分

■■■X年度支払限度額	■■■Y年度支払限度額
請負金額の〇〇%以内の額 (〇〇万円未満の端数は切り捨てとする。)	残額

ただし、上記の支払区分については、市の都合により変更することができる。

2 前金払

- ・継続費等に係る契約の前金払については、契約書約款第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度以外の会計年度においては、受注者は、歳出予算の執行が可能となる時期以前に前金払の支払を請求することはできない。
- ・その他、水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項（平成20年水戸市告示第230号）による。

パターン1（3か年） 年度別の支払限度額に基づき、前金払及び中間前金払を行う場合
※前払金保証及び中間前払金保証は年度ごとに締結する

支払条件（年度間の限定額）

〇〇〇〇工事は、■■■X年度から■■■Z年度の3か年継続事業により行うものであり、各年度における支払区分を下記のとおりとする。

記

1 請負金額の年度別支払区分

■■■X年度支払限度額	■■■Y年度支払限度額	■■■Z年度支払限度額
請負金額の〇〇%以内の額 (〇〇万円未満切り捨て)	請負金額の〇〇%以内の額 (〇〇万円未満切り捨て)	残額

ただし、上記の支払区分については、市の都合により変更することができる。

2 前金払

- ・継続費等に係る契約の前金払については、契約書約款第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度以外の会計年度においては、受注者は、歳出予算の執行が可能となる時期以前に前金払の支払を請求することはできない。
- ・その他、水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項（平成20年水戸市告示第230号）による。

パターン2（2か年） 契約総額に対して前金払及び中間前金払を行う場合

※前払金保証及び中間前払金保証の保証期限は工期末までとする

支払条件（年度間の限定額）

〇〇〇〇工事は、■■■X年度から■■■Y年度の2か年継続事業により行うものであり、各年度における支払区分を下記のとおりとする。

記

1 請負金額の年度別支払区分

■■■X年度支払限度額	■■■Y年度支払限度額
請負金額の〇〇%以内の額 (〇〇万円未満の端数は切り捨てとする。)	残額

ただし、上記の支払区分については、市の都合により変更することができる。

2 前金払

- X年度については、水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項（平成20年水戸市告示第230号）第10条第〇号の規定を適用し、■■■X年度の支払限度額を上限とする。
- その他、水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項による。

パターン2（3か年） 契約総額に対して前金払及び中間前金払を行う場合

※前払金保証及び中間前払金保証の保証期限は工期末までとする

支払条件（年度間の限定額）

〇〇〇〇工事は、■■■X年度から■■■Z年度の3か年継続事業により行うものであり、各年度における支払区分を下記のとおりとする。

記

1 請負金額の年度別支払区分

■■■X年度支払限度額	■■■Y年度支払限度額	■■■Z年度支払限度額
請負金額の〇〇%以内の額 (〇〇万円未満切り捨て)	請負金額の〇〇%以内の額 (〇〇万円未満切り捨て)	残額

ただし、上記の支払区分については、市の都合により変更することができる。

2 前金払

- X年度については、水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項（平成20年水戸市告示第230号）第10条第〇号の規定を適用し、■■■X年度の支払限度額を上限とする。
- その他、「水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項」による。